

審議案件に関する概要

令和 4 年 9 月 1 4 日 第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項 (新設)
届出日	令和 4 年 3 月 8 日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社 デンコードー 代表取締役 遠藤 義行	宮城県名取市上余田字千刈田 3 0 8 番地

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	ケーズデンキ旭川春光店 旭川市春光 1 条 7 丁目 4 0 4 - 1 ほか	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社 デンコードー 代表取締役 遠藤 義行 宮城県名取市上余田字千刈田 3 0 8 番地	
(3) 新設日	令和 4 年 1 1 月 9 日	
(4) 店舗面積の合計	3, 6 0 7 m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	1 5 0 台
	駐輪場の収容台数	2 7 台
	荷さばき施設の面積	5 4 m ²
	廃棄物保管施設の容量	5 0 m ³
(6) 施設の運営 方法	開店時間・閉店時間	午前 9 時 0 0 分 ~ 午後 1 0 時 0 0 分
	駐車場の利用時間帯	午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 1 0 時 3 0 分
	駐車場の出入口数	出入口 3 箇所、入口 1 箇所
	荷さばき時間帯	午前 6 時 0 0 分 ~ 午後 1 0 時 0 0 分

3. 審査事項

(1) 駐車場 整備への 配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 1 5 0 = 設置台数 1 5 0 台
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に 8 台確保
	駐輪場 (自動二輪車を含む) の整備	2 7 台 ・ 同規模他店舗の運営実績を参考に計画しており、駐輪場が不足することはないと考える。 ・ 自動二輪車での来客は少なく、計画駐車場で対応することが可能と考える。
	来客車両等の入出庫方法	・ 入口ゲート、遮断機はなく、入庫待ちは発生しない。
	搬入車両等の誘導	・ 荷捌き施設については、荷さばき処理能力 1 時間あたり 4 台に対し、1 時間あたり 1 台搬入とし、十分な施設面積を確保しており、入庫待ちは発生しない。 ・ 計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。

	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員、取引先業者及び搬出入業者に対して、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や、歩行者及び来客に対する安全確認を徹底するよう指導する。 ・出入口看板、出庫時の停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。 ・繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な指導を行い安全の確保を図る。 				
	交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・繁忙時には交通整理員を駐車場出入口周辺に配置し、交通安全および違法駐車防止を図るほか、適切な駐車場誘導を行う。 				
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・駐車場外周部や従業員駐車場に一時堆雪するが、適時排雪を行なって必要駐車台数の確保に努める。 				
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・オープン時にはチラシにより案内経路を周知するとともに、大規模な販売促進催事を行う際には交通整理員を配置して、交通安全の確保を図る。 				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55dB	44dB	◎	
		2	60dB	49dB	◎	
	夜間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	45dB	30dB	◎	
		2	50dB	35dB	◎	
	夜間の音源毎最大値の	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a 1	排気②	50dB	56dB	○
		A 1	排気⑫+⑬	50dB	37dB	◎
		a 2	排気⑳	50dB	46dB	◎
c 1		自動車走行音	50dB	48dB	◎	
c 2		自動車走行音	50dB	40dB	◎	
d 1		ドア開閉音	50dB	46dB	◎	
d 2		ドア開閉音	50dB	41dB	◎	
<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界で規制基準値を超える、a 1について直近壁際で再計算した結果規制基準値を下回る。 						
再計算点		規制基準値	予測結果	備考		
a 1'	50dB	27dB				
騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員や取引先に対して、自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導を行う。 				
荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。 				
付帯設備・施設等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外駐車場A、Bは午後9時30分以降駐車できない旨案内して、午後10時以降の駐車場騒音の低減を図る。 				

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場内に安全走行やアイドリング停止を呼びかけるサイン看板を設置する。 ・ 室外機は最新の低騒音型を設置する。
	青少年の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間（営業終了後）は駐車場出入口を閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮する。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に深夜早朝に行わないよう配慮する。 ・ 万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図る。
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 16m ³ < 設置容量 50m ³
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物等保管施設は屋内に設置し、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。 ・ 廃家電の一時保管場所も含めて十分な広さを確保している。
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の分別を徹底し運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家電のみの販売のため悪臭は発生しない。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・ 当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう調和を図る。 ・ 広告塔や駐車場の照明はライトの向きや光量を調整して照明が敷地外に漏れないよう配慮する。
(5) 防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・ 旭川市から災害時における避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗内外における従業員の見回りや声かけ等により、青少年の蝟集等を防ぐよう配慮する。 ・ 夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底をして、防犯を図る。
(7) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会 (北海道警本部交通規制課、旭川方面旭川中央警察署交通第一課)	協議済み
	地元市町村（旭川市）	協議済み
	道路管理者 (旭川市土木部土木管理課)	協議済み
	その他関係機関 (旭川市立春光小学校、旭川市立啓北中学校)	協議済み

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

5. 道（上川総合振興局連絡調整会議）の意見案

なし

(ケースデンキ旭川春光店：法第5条第1項)

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について。当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条で述べられている、配慮事項のうち、夜間の音源ごとの最大値で、敷地境界において排気音が、「騒音規制法における夜間の規制基準」を超えるが、受音点となる直近の住宅壁際等で排気音の合成音を再計算した結果、基準の範囲内の予測となっている。

なお、それ以外の法第4条の指針に述べられている配慮は満たされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

旭川市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

また、上川総合振興局連絡調整会議における関係課の意見はない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。